

白岡市建設工事請負制限付事後審査型一般競争入札公告

東部中央街路・污水管等築造工事（７第１工区）について、下記のとおり制限付事後審査型一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６条の６の規定に基づき公告する。なお、本公告に記載のない事項については、白岡市建設工事請負制限付事後審査型一般競争入札執行要綱（平成２３年白岡町告示第１２０号。以下「要綱」という。）の規定によるものとする。

令和 ７ 年 １ ２ 月 ９ 日

白岡市長 藤井 栄一郎

記

1	入札対象工事			
(1)	工事番号 0 7 0 5 4			
(2)	工 事 名 東部中央街路・污水管等築造工事（7 第 1 工区）			
(3)	工事場所 白岡駅東部中央土地区画整理事業地内（都一白岡駅東口線）			
(4)	工事期間 契約確定の日から 令和 8 年 3 月 2 5 日まで			
(5)	設計金額 公表しない。			
(6)	工事概要 工事延長 193.6m 幅員 20.0m 【街路】 導水管 31m 【污水】 街路縦断管 132m 車道舗装工 585㎡ 硬質塩化ビニル管 145.0m 街渠用集水桝 4基 歩道舗装工1885㎡ マンホール工 3箇所 街渠工A・B 147m 区画線工 1式 【水道】 街渠工（摺付） 20箇所 安全施設工 1式 水道配水用P E管 134.5m 地先境界ブロック152m 排泥管・消火栓 1式			
(7)	業種名及び工事分類名 業種名 土木工事業 工事分類名 土木一式工事			
2	落札者の決定方法 本件入札は、開札において予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札したものを落札候補者とし、開札終了後、資格審査を行い、資格を満たした者を落札者とする。当該落札候補者が資格等を満たしていない場合、次に低い価格をもって入札した者を落札候補者とし、以降、審査等により資格等を満たす者が確認できるまで審査等を行い、落札者を決定する。			
3	入札手続の方法及び入札参加申込期間 本件入札は、要綱、白岡市建設工事請負制限付事後審査型一般競争入札心得及び白岡市公共工事電子入札運用基準等に基づき、埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行うものとする。 なお、入札参加申込期間は、 令和 7 年 1 2 月 9 日（火）午後 4 時 0 0 分から 令和 7 年 1 2 月 2 6 日（金）午後 4 時 0 0 分までとする。			
4	設計図書等 設計図面、仕様書（金抜き設計書）、特記仕様書及びその他入札金額の見積りに必要な図書（以下「設計図書」という。）は、電子入札システムの入札情報公開システムにより掲載する。			
5	一般競争入札参加資格等 確認申請書等の提出方法 市長から一般競争入札参加資格等確認申請書等の提出書類を求められた落札候補者は、保留通知があった日から5営業日以内に直接持参するものとする。			
6	設計図書等に関する質問 令和 7 年 1 2 月 9 日（火）午後 4 時 0 0 分から 令和 7 年 1 2 月 2 4 日（水）午後 4 時 0 0 分まで 設計図書等に関して質問がある場合は、上に示す期間内に、質問書を電子入札システムにより提出すること。			
7	質問に対する回答 令和 7 年 1 2 月 2 5 日（木） 質問に対する回答は、上に示す日に電子入札システムにより回答する。			
8	入札書提出期間 令和 8 年 1 月 5 日（月）午前 9 時 0 0 分から			

	令和 8 年 1 月 8 日（木）午後 4 時 00 分まで なお、変更する場合は、電子入札システム上で掲示する。		
9 開札日時	令和 8 年 1 月 9 日（金）午前 10 時 00 分		
10 入札に参加できる者の形態	単体企業とする。		
11 入札に参加する者に必要な資格	入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。		
(1) 建設業の許可	土木工事業 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上に示す建設業の許可を受けている者であること。ただし、下請負代金の総額が5,000万円（建築工事業である場合には8,000万円）以上となる場合には、特定建設業の許可を受けている者であること。		
(2) 入札参加資格登録	白岡市建設工事請負等競争入札参加資格者名簿に登録されている者		
(3) 本店の所在地	白岡市、蓮田市、宮代町、及び杉戸町 ※本店と主たる営業所が異なる場合は、建設業の許可申請で許可を受けている主たる営業所の所在地とする。		
(4) 格付	業種	土木工事業	格付 B級またはC級（ただし、蓮田市、宮代町、杉戸町はB級とする。）
(5) 経営事項審査の点数	上記格付業種の総合評定値（P点）が 551 点以上 ※総合評定値（P点）は、令和7・8年度の白岡市建設工事請負等競争入札参加資格申請（追加登録申請を含む。）において提出した、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値（P点）であること。		
(6) 施工実績	過去において、国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と、本件入札対象工事と同種の工事の請負契約を締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した者であること。		
(7) 配置予定の技術者	<p>ア 入札に参加しようとする者は、建設業法に規定された資格を有する者を、本工事の主任技術者又は監理技術者として配置すること。ただし、下請契約の請負代金の総額が、5,000万円（建築一式の場合にあっては8,000万円）以上となる場合は、監理技術者でなければならない。また、請負代金の額が、4,500万円（建築一式の場合にあっては9,000万円）以上となる場合に配置する技術者は、専任でなければならない。</p> <p>イ 専任の配置予定技術者は、当該者が在籍する建設業者と、上記5に規定する一般競争入札参加資格等確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期限日の3月以前から恒常的な雇用関係にあること。また、専任の配置予定技術者は、営業所の専任技術者と兼務することはできない。</p> <p>ウ 配置予定技術者が特定できないときは、複数の候補者を一般競争入札参加資格等確認資料（以下「確認資料」という。）に記載すること。</p> <p>エ 落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を締結しないことがある。</p>		
(8) 現場代理人	<p>ア 資格を必要としない。</p> <p>イ 本工事は、兼務を認めない。</p>		
(9) その他の参加資格	<p>ア 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。</p> <p>ウ 開札日から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていること。ただし、経営事項審査の審査基準日は開札日に直近のものとし、上記イただし書に該当する者にあっては、手続開始決定日以降のものであること。</p> <p>エ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、白岡市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置に関する規程（平成10年白岡町訓令第13号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。</p>		

	<p>オ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、白岡市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成8年白岡町告示第151号）に基づく指名の除外措置を受けていない者であること。</p> <p>カ 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第13条第1項に掲げる電子証明書を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了していること。</p>
1 2 入札参加資格の有無の確認	要綱第20条の規定に基づき、開札において落札候補者が決定した場合、当該落札候補者の入札参加資格の有無を確認する。
1 3 最低制限価格	設定する。
1 4 入札保証金	免除とする。
1 5 契約保証金	<p>(1) 落札者は契約金額（税込み）の100分の10以上（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）の契約保証金（入札保証金を納付したときは、その差額）を納付しなければならない。</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する者については、契約保証金の納付を免除する。</p> <p>ア 契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保険契約を締結したとき。</p> <p>イ 契約の相手方が委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。</p> <p>ウ 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。</p> <p>(3) 契約予定者は、上記(2)のア及びイの規定により、契約保証金を納付しないときは、契約を締結するまでの期間に、当該履行保険契約又は工事履行保証契約に係る保険証券を市に提出しなければならない。</p>
1 6 支払条件	完成検査の合格通知を受けた後、請求書が提出された日から40日以内に支払う。
(1) 前金払	する（請負金額の40%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。ただし、支払いの額は1億円を限度とする。）。
(2) 中間前金払	する（中間前金払を選択した場合に限る。その額は契約金額の20%以内とし、前払金と併せて1億円を限度額とする。また、1万円未満の端数は切り捨てる。）。
(3) 部分払	する（部分払を選択した場合に限る。）。
1 7 現場説明会	開催しない。
1 8 契約の時期	<p>(1) 落札決定通知が到着した日から7日以内。</p> <p>(2) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年白岡町条例第6号）の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約については、建設工事請負仮契約書を取り交わし、議会の議決後に本契約を締結する。なお、落札決定から本契約までの間に、白岡市建設工事等の契約に係る指名停止措置等に関する規程に基づき入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない（契約辞退を申し出るものとする。）。</p>
1 9 入札に関する注意事項	
(1) 入札の執行	<p>ア 電子入札システムにより競争参加資格確認申請書受付票を受領した者は入札に参加できる。</p> <p>イ 入札に参加する者の数が1であるときは、入札を執行しない。ただし、再度入札の場合はこの限りでない。</p> <p>ウ 提出した入札書及び入札金額見積内訳書の書換え、引換え又は撤回はできない。</p> <p>エ 上記のほか要綱等の定めるところによる。</p>
(2) 入札書に記載する金額	落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に、消費税及び地方消費税相当額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を控除した額を入札書に記載すること。
(3) 提出書類	ア 入札書は電子入札システムにより提出するものとする。ただし、

	<p>市長がやむを得ない事情があると認めた紙入札による場合は、直接持参できるものとする。</p> <p>イ 入札金額見積内訳書は、電子入札システムによる入札書提出の際に添付すること。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めた紙入札による場合は、直接持参できるものとする。</p> <p>ウ 上記のほか要綱及び白岡市建設工事事後審査型制限付一般競争入札参加者心得等で提出を求められた書類</p>
(4) 入札回数	<p>ア 再度入札は1回とする。この場合は、電子入札システムにより案内する。</p> <p>イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。</p>
(5) 入札の辞退	要綱第16条の規定に基づき辞退することができるものとする。
(6) 独占禁止法など関係法令の遵守	入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。
(7) 電子くじ	落札候補者とすべき同額の入札をした者が2以上いるときは、電子入札システムの電子くじにより、落札候補者を決定する。
(8) 入札の無効	<p>ア 次のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 他人の電子証明書を不正に取得又は使用し、名義人に成り済ました者がした入札 (イ) 代表者が変更になっているにもかかわらず、変更前の代表者の電子証明書を使用した者がした入札 (ウ) 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札 (エ) 参加資格審査の結果、入札に参加する資格を満たしていない者がした入札 (オ) 参加資格審査に必要な関係書類等を提出しない者がした入札 (カ) 電子入札システム及び特例手続者（上記(3)アただし書の規定により市長が認めた者をいう。以下同じ。）による紙入札以外の方法により、入札書等を提出した者がした入札 (キ) 不正又は不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札 (ク) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札 (ケ) 明らかに連合によるものと認められる入札 (コ) 指定された書類等を所定の期日を過ぎて提出した者がした入札 (サ) その他公告に示す事項に反した者がした入札 <p>イ 上記(1)に規定するもののほか、特例手続者が行う入札で、次のいずれかに該当するものは、無効とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 入札金額を訂正した入札書を提出した者がした入札 (イ) 記載すべき事項の記入がない入札書による入札又は記入した事項が明らかでない入札書による入札 (ウ) 2通以上の入札書を提出した者又は2以上の者の代理をした者がした入札 (エ) 代理人で委任状を提出しない者がした入札
20 その他	<ul style="list-style-type: none"> (1) 要綱、白岡市工事請負制限付事後審査型一般競争入札心得及び白岡市公共工事電子入札運用基準等に基づき入札に参加すること。 (2) 提出された確認申請書その他必要な提出書類は返却しない。 (3) 落札者は、確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること。 (4) 入札参加者は、入札終了後、この公告、設計図書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
21 この公告に関する問合せ先	<p>白岡市 都市整備部 街づくり課</p> <p>電話番号 0480-92-1111 内線 1325</p>